

準特定地域計画策定に向けた基本方針＆取組方法について

資料 8

- 第4回名古屋交通圏タクシー協議会(旧特定地域協議会)で地域計画合意(平成22年4月19日)
- 当該地域計画の内容(参考資料3)

▶ 名古屋交通圏タクシー協議会 「地域計画」(抜粋)

7. 「価格で競争するタクシー」から 「安全とサービスで競争するタクシー」

- (1) 特定事業
 - ① タクシー評価ランク制の調査
 - ② タクシー利用促進案内板の設置
- (2) その他事業
 - ③ 運賃調査事業
 - ④ 平成19年の運賃改定の総括

提案事項

1. 「安全とサービスで競争するタクシー」を基本方針とする。
2. 協議会設置要綱第10条に規定するワーキンググループ(WG)設置する。
3. WGでは、合理的運賃水準に基づく「安全とサービスで競争するタクシー」の環境整備を図る。
4. タクシー需要喚起・新規需要に取り組む「準特定地域計画」の具体的な検討を行う。

- 協議会に下部組織(WG)を設置するとともに
- WGに「評価ランク制勉強会」及び「運賃部会」設置(H22.10.27)

① 評価ランク制勉強会⇒結論を得るに至らず

(主な理由) 無線予約配車などで既に選択可能性が一定程度浸透している。
評価実施主体の在り方に課題があること。

② 方面別料金案内板⇒未設置

(主な理由) 設置主体の調整及び施設管理者との協議が進まなかった。

③ 運賃調査事業⇒同日(22.10.27)運賃部会設置

⇒次回、運賃改定時には中小型車種区分の統合(普通車)により実質的な
運賃格差解消方針を確認(H22.10.28 プレス発表)。

④ 平成19年の運賃改定の総括⇒不可

⇒初乗短縮(1.8% ⇒ 1.3%)の効果については、利用しやすさ、增收等の
一定程度の効果はあったが、その後のリーマンショックがタクシー需要の大幅減
をもたらし、運賃改定の総括・効果検証に支障が生じた。

安全に安心して
利用できる
「名古屋のタクシー」

ワーキンググループ設置(案)

■ワーキンググループの設置 【根拠】設置要綱第10条第1項抜粋

- 『協議会は、地域計画の内容について専門的見地から検討を行う必要があると認められるときは、ワーキンググループ(WG)を設置することができる。』

■WG座長(案)

- 協議会会長「名古屋大学 加藤先生」に座長を要請(提案・協議会で承認)。

■WG構成員(案) 【根拠】設置要綱第10条第1項(2)抜粋

- 協議会会長は、WGの事務局に諮り、その検討内容に応じて、協議会構成員及び同構成員以外の関係者に対し、WGへの参加を要請することが出来る。
- 利用者の意見を反映するため利用者代表等にWGの参加を要請。

■WGの開催予定(案)

- 年度内を目途に第一回WGを開催(意見募集)
- 第二回WG…5月～6月頃予定(意見集約)
- 第三回WG…9月～10月頃予定(取りまとめ)
- 第三回準特定地域協議会…10月～11月頃(準特定地域計画作成)